

特別区と大阪府及び各特別区間の財政調整について

財政調整制度の構築 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担(案)に応じた財源配分を行い、特別区相互間の均衡化を図ります。

透明性の確保 大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な事業に充当します。また、特別会計で管理します。

川嶋委員 (自民)

Q 特別区において、現在のサービス水準が保証されるのか、予算を組めるのかなど特別区の財政運営が成り立つかの検証が必要。そのためには東京都のような財政調整制度の基準となる「標準区」を設定するなど、**ち密な制度設計をすべきではないか。**

A 東京の特別区の場合、23区の間で人口や財政規模などもかなり幅があることから、モデルとなる標準区を独自に定めて算定しているものと考えている。特別区素案では4区又は6区と区数が少なく、区割りの検討においても人口や財政規模が一定考慮されていることから、特別区財政調整交付金の各特別区への配分基準は、現行の地方交付税の枠組みを使うことにより制度設計が可能と考える。

横山委員 (維新)

Q 大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たす事業に使うとのことであるが、制度的に担保されているのか。

A 住民理解が得られる透明性の高い制度運用とする必要があることから、財政調整制度における経理は、新たに設置する「財政調整特別会計(仮称)」で行う。大阪府は、大阪府・特別区協議会(仮称)において、財政調整制度の運用や財政調整財源の充当状況を報告する。配分割合等は毎年度検証し、必要に応じて協議する仕組みとしている。

Q 大阪府・特別区協議会(仮称)で協議が整わなかった場合、どのように調整するのか。

A 合意による運営を基本としているが、万が一、合意に至らない場合は、第三者機関として、有識者等で構成される調整委員が設置され、合議により「調停案」を作成し、協議会に提示する。協議会委員には調停案に対して尊重義務を課すこととしている。

八重樫委員 (公明)

Q 特別区と大阪府の財源の配分割合を決める手続きはどのようになっているのか。

A 手続として、大阪府・特別区協議会(仮称)において協議を行い、知事はその意見を聴いた上で、条例案を作成し、府議会での議決を経て決定する。

特別区設置に伴うコストについて

一定の条件を設定して試算しています。具体的な整備にあたっては、庁舎を建設する場合と賃借する場合を柔軟に組み合わせて整備します。

試算数値	イニシャルコスト	ランニングコスト
試案A (4区A案)	302～479億円	39～45億円
試案B (4区B案)	311～561億円	41～48億円
試案C (6区C案)	346～686億円	52～60億円
試案D (6区D案)	354～768億円	54～62億円

※社会経済情勢の変動等で、試算数値は変動します。

徳田委員 (維新)

Q 特別区設置に伴うコストは相当額が必要となるが、このコストを負担してでも特別区を設置することによって、コストを上回るくらい大きなメリットがあるのではないかと。

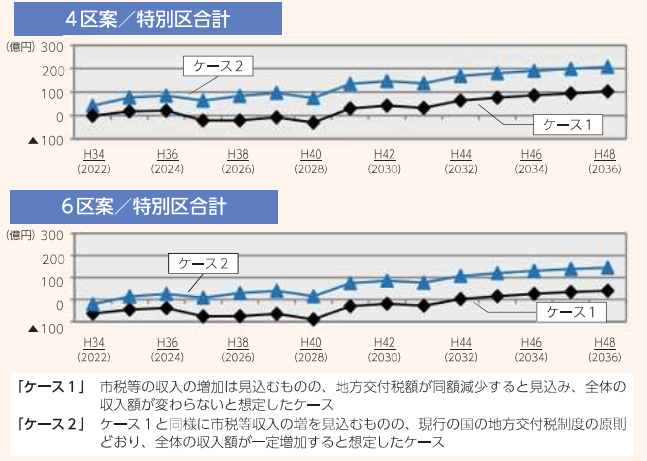
A 制度改革によって、大阪がさらに成長し、豊かで強い大阪を実現するという大きな効果のためには一定のコストも必要というのが知事・市長の考え。特別区制度の効果をより分かりやすく市民の皆さんにお伝えするため、今後、何らかの形で数値化できないか検討するよう知事・市長から指示を受けた。

山田委員 (公明)

Q イニシャルコスト、ランニングコストについて、庁舎を建設する場合と賃借する場合の2パターンが示されているが、総合区を設置する場合のコストはどれくらいとなっているのか。

A 総合区の場合は、新たに自治体をつくるものではないため、「必要となる庁舎整備の規模、並びにシステム改修等の規模が小さくて済むこと」、「庁舎整備やシステム改修等にかかる大阪府のコストが不要となること」などといった点で、特別区とは異なる前提で試算しており、イニシャルコストを62.7億円、ランニングコストを0.9億円と試算している。

特別区の財政推計シミュレーションについて



守島委員 (維新)

Q 設置コストの試算にあたり「大阪市保有地の活用ができる場合は、積極的な活用を図る。」と記載した趣旨は何か。

A 財政シミュレーションにおいては、各特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを見るものであるという趣旨を踏まえ、コストが大きい建設案で民有地を買収した試算で行っている。実際の庁舎整備にあたっては、必ずしも全て民有地だけに建設するとは限らず、庁舎としての活用可能な適地等があれば、大阪市保有地を積極的に活用した庁舎整備を検討することになるという考えをお示したもので。

杉本委員 (自民)

Q シミュレーションは相当の幅があり、非常に粗い試算となっているが、なぜ、ケース1とケース2の2パターンが示されているのか。どちらが正しいのか。

A ケース1とケース2は、国の地方財政制度による歳入の影響をどう見込むかという試算方法の違いであり、相当の幅があるということをお示したもので。

徳永委員 (自民)

Q 大阪府が存続する場合と比較する必要がある。大阪府が存続する場合のシミュレーションも示すべきではないか。

A 財政シミュレーションは、区割り案を比較検討するための1つの資料として、また、各特別区の財政運営が将来的に成り立つのか協議するための参考資料として示したものであり、大阪府が存続する場合の財政推計と比較することを前提としたものではない。

花谷委員 (自民)

Q シミュレーションに盛り込まれている改革効果額は、現在の大阪府のままでも生じる効果ではないのか。

A 改革効果額は、平成23年12月の府市統合本部設置以降に取り組んできた改革効果を算定したものであり、特別区への移行を前提として見込まれるものではない。

山田委員 (公明)

Q 総合区と特別区の間において、同一の前提条件で財政シミュレーションを比較すべきではないか。

A 総合区の財政シミュレーションについては、特別区のシミュレーションで用いた改革効果をどこまで見込むかといった前提条件等を検討した上で早い段階でお示したい。

八重樫委員 (公明)

Q 現状から、今後大幅に増加することが見込まれる敬老パスの事業費について、どのように見込んでいるのか。

A 財政シミュレーションのベースとした「粗い試算」では、試算時点で把握できる数値を基に、高齢化の見込みや過去の実績など一定の前提条件において試算しているが、その後決まった制度改正の影響などは見込まれていない。

特別区の設置を最終的に決定するのは住民の皆さまです

- ◆ 協議会でとりまとめられた協定書が大阪府・大阪市の両議会で審議のうえ、承認されれば、特別区の設置の賛否について、**大阪市民(有権者)を対象に住民投票が実施されることとなります。**
- ◆ 住民投票により、**有効投票総数の過半数が賛成となれば、現在の大阪府を廃止し、公選区長と区議会を置く基礎自治体として複数の特別区が設置されます。**

協議会の詳細な開催状況は、大阪府・大阪市ホームページからご覧いただけます。次号は3月末の発行予定です。

大都市制度(特別区設置)協議会

特別区に関するお問い合わせ窓口 副首都推進局問い合わせ担当 電話番号06-6208-8989 FAX番号06-6202-9355

大都市制度(特別区設置)協議会だよりは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の方や点字版をご希望の方は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。(電話番号06-6208-8876 FAX番号06-6202-9355)



2025日本万国博覧会 誘致委員会からのお知らせ

2025国際博覧会(EXPO)の誘致にご賛同いただける方を「会員」として募集します <http://www.expo2025-osaka-japan.jp/recruit-co>